

平成22年9月24日  
調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会  
(平成22年度 第1回)

# 設計成果の品質向上対策について

# 設計成果の品質向上対策について

## 背景・目的

近年、設計ミスの発生など設計業務の品質低下が指摘されているところであり、新たな品質向上対策を検討する必要がある。

土工協が建設現場に実施したアンケート結果では、国土交通省発注工事で設計業務の成果に「設計の不具合」が発生したのは51%となっている。

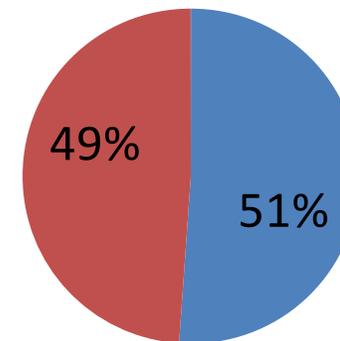
### <アンケートの概要>

- ・対象工事：公示価格5億円以上の公共土木工事
- ・期 間：平成19年4月から平成20年9月
- ・工事発注機関：国土交通省、内閣府、高速道路会社、機構・事業団、地方公共団体
- ・回答件数：431件(うち、国土交通省及び内閣府で133件)

## 設計の不具合の有無

(国土交通省・内閣府発注工事133件)

■ 不具合があった ■ 不具合がなかった



(社)日本土木工業協会提供資料より作成

## 【検討の方向性】

設計の不具合が発生する原因は様々あるが、品質確保にかかわる責任が曖昧なことが設計業務の品質低下を招いた一因であると考えられる。そのため、**受発注者の責任分担を明確にし、各々の責任を適切に果たすことで、設計成果の品質向上に取り組む。**

# 発注者及び建設コンサルタントの役割の変遷

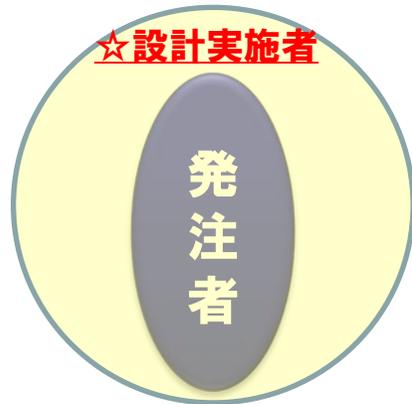
従前の発注者が自ら設計を実施していた体制から、徐々に建設コンサルタントの役割が拡大し、建設コンサルタントが設計実施者として設計を行う体制へと変化している。  
 一方、発注者は適切な受注者の選定、的確な設計条件の明示を主体とした業務が重要となっている。



**現在、適切な受注者を選定する環境が整ったところであり、発注者・受注者が果たすべき役割を明確にし、それぞれの役割を適切に果たすことで、品質向上に取り組む必要がある**

【～昭和30年代】

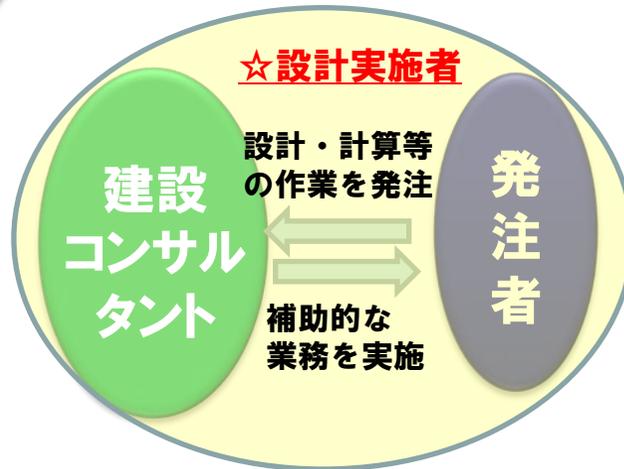
I. 発注者自らが設計を実施



工事量の増加

【昭和30年代～平成7年】

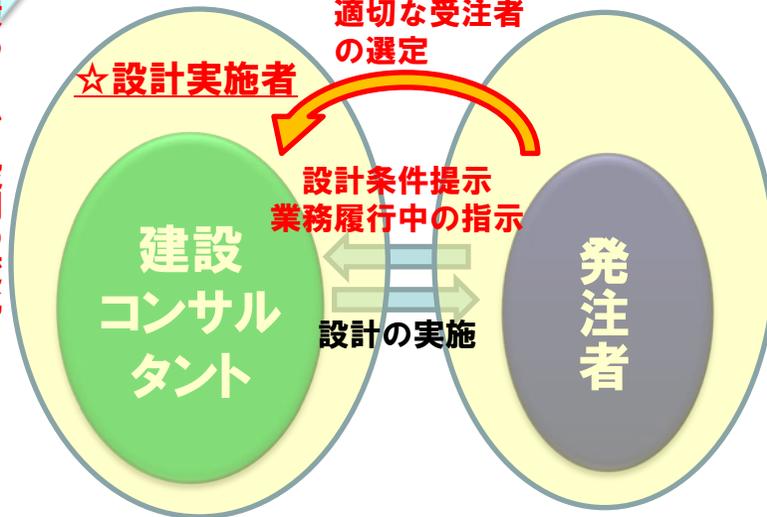
II. 設計外注しつつ、発注者が主体となって設計を実施



求められる役割の変化

【平成7年～現在】

III. 発注者が示す設計条件に基づき建設コンサルタントが設計を実施



標準委託契約書の改正(H7)  
 「公共工事の品質確保の促進  
 に関する法律」の施行(H17)  
 など

**受発注者それぞれの役割に  
 対応した責任分担**

## 改正の背景

- ・ 契約書に原則として規定すべき瑕疵担保責任、解除権行使等の発注者と受注者の権利義務関係が必ずしも明確に記述されていないといった問題があり、中央建設業審議会で契約の透明性・客観性を高める必要性が建議された

## 改正の趣旨

- ・ 以下の観点から、受注者は「自主施行の原則」のもと施行方法等を決定すること
  - ＞直接の業務に必要な技術情報や経験を蓄積しているのは建設コンサルタントである
  - ＞建設コンサルタントに施行方法等の選択を任せの方がより効率的、合理的な選択が行われうる場合も少なくない
  - ＞建設コンサルタントに選択を任せることによって民間技術力の開発・進歩を促進することになる
- ・ 業務成果物を発注者の期待通り完成して引き渡すことが受注者の本来の責務であること

## 主な改正点

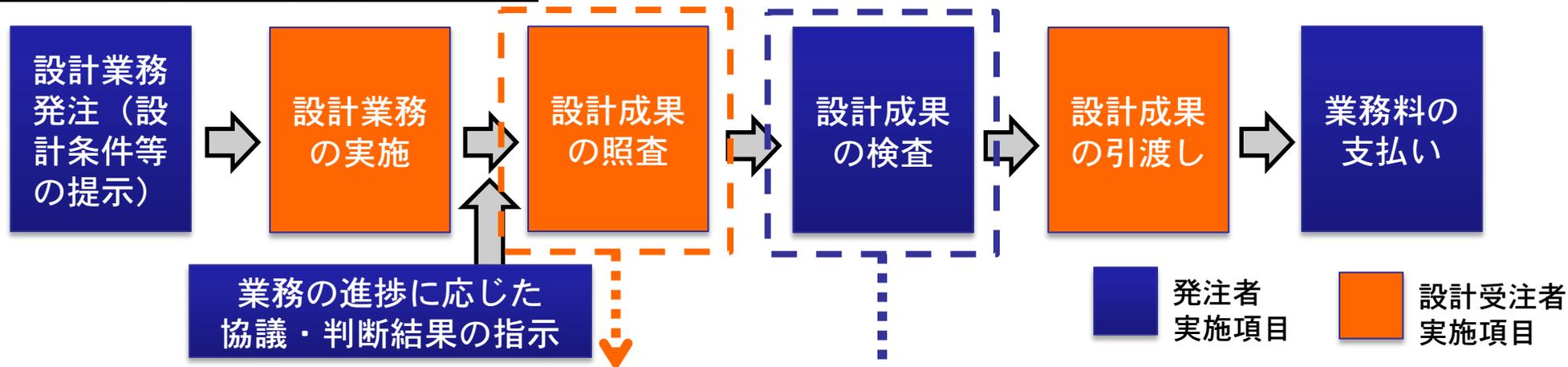
- ・ 自主施行の原則に基づく規定：「乙は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする」とし、自主施行の原則を明確化
- ・ 瑕疵担保責任の規定：受注者の瑕疵担保責任を明確化するとともに瑕疵担保期間を設定
- ・ 照査技術者の規定：照査技術者を定めることを規定(照査を受注者の役割として明確化)



建設コンサルタントの自主性と責任を明文化

# 照査と検査の役割

## 標準的な設計業務実施フロー



### 照査（「詳細設計照査要領」より）

受注者が設計業務の完了までに行う、発注条件、設計の考え方、構造細目等のチェック及び検算  
**⇒設計業務成果の技術的な品質を確認する行為**

### 検査（「会計法」より）

第29条の11 ②契約担当官等は、...（中略）受ける給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならない。  
**⇒契約上の業務内容を全て履行しているか否かを確認する行為**



**現行の契約書や業務実施方法の実態に即した照査・検査のあり方の検討が必要**

## 今後、受発注者及び第3者の意見を聴きながら、以下の項目を検討

- ①設計業務の履行の実態を踏まえての受発注者の役割・責任分担の考え方
- ②受発注者の責任分担を踏まえての、業務の品質確保を向上させるためのシステム（照査・検査のあり方を含む）